

○「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続きについて」新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続きについて</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 低入札価格調査制度 1 調査基準価格の設定 (1) 支出負担行為担当者は、財務規則第102条第1項及び同運用方針の規定により管理者が別に定める基準に基づき、工事及び委託業務の契約ごとに次に掲げる範囲内で調査基準価格を設定するものとする。 ア 工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲 イ 委託業務（測量、地質調査及び道路清掃を除く。）については、予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲 ウ 測量については、予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲 エ 地質調査については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲 オ 道路清掃については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲 (2) (略) 2～3 (略)</p> <p>第4 最低制限価格制度 1 最低制限価格の設定等 (1) 支出負担行為担当者は、財務規則第103条第1項及び同運用方針の規定により管理者が別に定める基準に基づき、工事及び委託業務の契約ごとに次に掲げる範囲内で最低制限価格を設定するものとする。 ア 工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲 イ 委託業務（測量、地質調査及び道路清掃を除く。）については、予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲 ウ 測量については、予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲 エ 地質調査については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲 オ 道路清掃については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲 (2) (略) 2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> | <p>工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続きについて</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 低入札価格調査制度 1 調査基準価格の設定 (1) 支出負担行為担当者は、財務規則第102条第1項及び同運用方針の規定により管理者が別に定める基準に基づき、工事及び委託業務の契約ごとに次に掲げる範囲内で調査基準価格を設定するものとする。 ア 工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲 イ 委託業務（測量、地質調査及び道路清掃を除く。）については、予定価格の10分の6から10分の8の範囲 ウ 測量については、予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲 エ 地質調査については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲 オ 道路清掃については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲 (2) (略) 2～3 (略)</p> <p>第4 最低制限価格制度 1 最低制限価格の設定等 (1) 支出負担行為担当者は、財務規則第103条第1項及び同運用方針の規定により管理者が別に定める基準に基づき、工事及び委託業務の契約ごとに次に掲げる範囲内で最低制限価格を設定するものとする。 ア 工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲 イ 委託業務（測量、地質調査及び道路清掃を除く。）については、予定価格の10分の6から10分の8の範囲 ウ 測量については、予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲 エ 地質調査については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲 オ 道路清掃については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲 (2) (略) 2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> |